

北区バリアフリー基本構想【中間評価】 概要版

※「高齢者、障害者等」はバリアフリー法の解説では「高齢者、障害者、妊産婦、けが人等」とされている。本基本構想ではこれらに加え、乳幼児同伴者や子育てをしている人、外国人、LGBTなど、移動や施設の利用に制約のある全ての人（以下、「多様な利用者」という。）を対象と捉え、検討を進める。

第1章 はじめに

北区バリアフリー基本構想の概要

平成 27 年度：全体構想：北区全域を対象とした指針

地区別構想：具体的なバリアフリー化施策を定めて事業を推進

平成 28 年度：赤羽地区

平成 29 年度：滝野川地区

平成 30 年度：王子地区

令和 2 年度：

中間評価

中間評価の進め方



第2章 特定事業等の進捗状況

※王子地区は計画策定から間もないことを考慮し、赤羽地区と滝野川地区の2地区を対象に進捗状況確認を実施。

地区別構想における事業数

	短期 【～R2年度】	中期 【R3～7年度】	長期 【R8年度～】	継続	検討中	順次	その他	合計
赤羽地区	282	132	385	226	68	16	20	1,129
滝野川地区	222	113	370	302	40	21	2	1,070
合計	504	245	755	528	108	37	22	2,199

※【その他】は地区別構想策定後に特定事業計画内で独自に追加した事業。

特定事業等の着手率

（令和元年度末実施状況が完了・継続・実施中の割合）

- 全ての事業種別（路外駐車場を除く）において80%以上の短期事業着手率となっており、おおむね計画的に事業が進捗
- 施設整備等はソフト施策に比べ着手率が低く、道路特定事業・交通安全特定事業・その他の事業を除き事業全体着手率が30%未満
- 比較的簡易に実施可能なソフト施策である「筆談用具の設置及び案内（耳マーク）の表示」や、「パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供」の短期事業着手率は60%台

未着手事業の主な要因

- 公共交通特定事業：上屋の設置等、バス停のバリアフリー化について、道路管理者との調整に時間を要する
- 道路特定事業：関連計画の見直しによる整備時期の変更なお、令和2年度末までに完了見込みの事業も多い
- 建築物特定事業：事業に係る資金調達や具体的な実施方法の検討
- 路外駐車場特定事業：指定管理者との協議の必要性
- 都市公園特定事業：大規模改修時の対応や実施時期未定

特定事業	事業項目	赤羽地区+滝野川地区		
		事業数	短期事業 着手率	事業全体 着手率
公共交通 特定事業	施設整備等	82	92.0%	28.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	45	81.5%	48.9%
	人的対応・こころのバリアフリー	39	100.0%	97.4%
	計	166	92.2%	50.0%
道路 特定事業	施設整備等	281	87.0%	38.1%
	歩道のない道路	28	84.0%	75.0%
	維持管理	17	100.0%	100.0%
	普及・啓発	19	100.0%	100.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	19	100.0%	73.7%
計	364	89.9%	48.9%	
建築物 特定事業	施設整備等	786	97.3%	23.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	347	65.7%	40.3%
	人的対応・こころのバリアフリー	253	95.4%	89.3%
	計	1,386	86.0%	39.5%
路外駐車場 特定事業	施設整備等	3	0.0%	0.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	4	0.0%	0.0%
	人的対応・こころのバリアフリー	1	0.0%	0.0%
	計	8	0.0%	0.0%
都市公園 特定事業	施設整備等	65	50.0%	12.3%
	維持管理	30	100.0%	100.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	34	84.6%	32.4%
	人的対応・こころのバリアフリー	6	100.0%	83.3%
	計	135	84.4%	40.0%
交通安全 特定事業	施設整備等	6	100.0%	100.0%
	違法駐車防止のための事業	2	100.0%	100.0%
	計	8	100.0%	100.0%
その他の 事業	施設整備等	91	100.0%	45.1%
	維持管理	10	100.0%	100.0%
	普及・啓発	1	100.0%	100.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	19	50.0%	21.1%
	人的対応・こころのバリアフリー	11	110.0%	100.0%
計	132	95.7%	50.8%	
合計		2,199	87.7%	42.6%

第3章 協議会等での評価

意見・評価の概要

<協議会・区民部会> 中間評価の作成に向けた意見照会を実施

[内容] 中間評価の作成に向けた検討/特定事業の進捗状況について/今後の推進に向けて

<区民部会> 中間評価の作成にあたり基本構想に反映すべき事項について示し、意見照会を実施

[内容] 「共通の配慮事項」の更新/人的対応・こころのバリアフリーの推進/新型コロナウイルス感染症の影響の確認 等

まちあるき点検の実施

令和2年10月30日に滝野川地区の完了事業の実施箇所についてまちあるき点検を実施

第4章 基本構想推進に係る課題の整理

社会背景の変化への対応

バリアフリー法改正や関連法制定、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機とした取組の充実

新型コロナウイルス感染症の影響による新たな困りごと・コロナ禍で配慮してほしいこと

- マスク着用で口元が読めず会話ができない。（聴覚障害）
- マスクやアクリル板などによって声が聞き取りにくく、コミュニケーションがとりにくい。（高齢者等）
⇒限られた人手であっても人的対応が必要な人に適切に支援が行えるようにする。
- ソーシャルディスタンス確保のための行列待ちの目印やベンチの表示を認識しにくい。（視覚障害）
⇒視覚障害者でもわかるよう、色や凹凸の工夫が必要。
- ソーシャルディスタンス確保の面から、エレベーターの定員数が制限されたため、乗るまでに今まで以上の時間を要する。（肢体不自由）
⇒障害者、ベビーカー等の優先利用をさらに徹底するため、案内表示等を掲出する。

課題の整理

（1）短期実施予定事業における未完了事業の推進

- 未着手の短期事業について、事業実施見込みや変更の必要性について確認し更なる推進の働きかけが必要。
- 比較的簡易に実施可能なソフト施策について、中間評価の機会をとらえて重点的な働きかけが必要。

（2）中期・長期実施予定事業の実現に向けた検討

- 全事業の半数以上を中長期（令和3年度以降）に位置づけており、目標年次及びそれ以降に向けた事業推進が課題。
- 長期的課題として位置づけた長期事業については、目標年次となる令和7年度までに具体的に事業が進まない可能性が高いが、目標年次の先も見据えて、実現に向けた検討を始めていくことが必要。

（3）取組の充実に向けた検討

- 基本構想で定めた「移動等円滑化に関する事項（共通の配慮事項）」は、特定事業設定後も、事業計画・実施段階であらためて内容を確認し、検討してもらうことで、よりよい整備につなげることに期待。
- 整備の計画段階で当事者参加の機会をさらに増やしていくことが必要。
- 人的対応・こころのバリアフリーに関する区民部会や事業者の取組に関する評価の機会を設けることが必要。
- 中間評価にあたり、これまでの取組で得られた知見を改めて共有し、各事業者における取組みに活かしてもらうことで、中・長期の事業実施にあたり、よりレベルの高い取組みとなることに期待。
- あわせて、コロナ禍における多様な利用者の困りごとや各事業者の工夫を適宜共有し、意見交換を重ねながら「新しい生活様式」への対応を目指していくことが望まれる。

第5章 基本構想への中間評価の反映

移動等円滑化に関する事項

各地区別構想の「第5章 移動等円滑化に関する事項」について、これまでに積み重ねた検討内容を踏まえて更新を図った。関係事業者においては、再度内容を確認し、それぞれの事業推進の中で配慮した取組の実践が望まれる。

※内容のベースは【地区別構想 赤羽地区】とし、**青字**は滝野川地区、**緑字**は王子地区で追加・修正した内容、**赤字**は中間評価で新たに追加・修正した内容を示す。

旅客施設（鉄道駅）

項目	共通の配慮事項（抜粋）
ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 転落を防止するためのホームドアや可動式ホーム柵を設置する。 ➢ 駅や車両の構造上ホームドアや可動式ホーム柵が設置不可能な場合は、昇降式ホーム柵や固定式ホーム柵など、他の方法による利用者の安全の確保を優先するとともに、内方線付点状ブロックを設置する。
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 拡幅改札は、改札前後における一般の利用者とエレベーターを利用する車いす利用者等の動線が錯そうしないように留意して設置位置を検討する。

路線バス・コミュニティバス

項目	共通の配慮事項（抜粋）
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ➢ バス乗降場やバス停留所における案内を充実する（わかりやすい路線図（各路線の運行ルートや停留所を表記）、ノンステップバス運行の表示、多言語表記、バスの乗り方など）。

道路

項目	共通の配慮事項（抜粋）
歩道等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ブロック舗装を採用する場合はがたつきの発生しにくいものとし、過度な舗装デザインによって知的・発達障害者等の刺激にならないように留意する。
視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 視覚障害者がブロックを利用することで不必要に曲がったり、遠回りになったり、看板や駐輪などに衝突することのないように、現地の状況に応じて敷設方法を個別に検討する。 ➢ 舗装面との色の差が確保されていない場合は、ブロックの両側に濃い色の側帯（10～15cm）を設け、見やすさを確保する。（左写真）

建築物・路外駐車場

項目	共通の配慮事項（抜粋）
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 安全に乗降できる屋根付き（天井高230cm以上）の車寄せを設ける。

旅客施設（鉄道駅）・建築物・路外駐車場・都市公園

項目	共通の配慮事項（抜粋）
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（介助者の同伴など多様な動作が可能な十分な広さ、車いすの動線に配慮した設備配置、可動式手すり、大型ベッド、開閉しやすい扉の設置など）。（左図） ➢ オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する（利用状況やニーズに応じ、車いす使用者用トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける）。 ➢ 内部を認識しやすいよう、床と壁、便器、手すりなどのコントラストを確保する。 ➢ 車いす使用者用トイレには、異性介助等に配慮し、目隠し用のカーテンを設置する。

人的対応・こころのバリアフリーの推進

これまでの区民部会等を中心とした取組を再整理するとともに、各事業者における取組を照会し、共有を図る。

引き続き、区民部会や各事業者の取組等を通じて多様な利用者の特性に関する理解の促進を図り、次世代につながるハード・ソフトが一体となっただれもが利用しやすい生活環境の創出を目指して取り組んでいく必要がある。



VR 動画視聴の様子

今後の取組の方向性（区民部会）

- 継続的なまちあるきによる事業の確認と意見反映、スパイラルアップの実践
- これまでの意見交換の蓄積を生かし、多様な立場から考えられる当事者として、福祉関係所管や社会福祉協議会、教育委員会や各学校における取組み等への区民部会としての連携・協力
- 作成したVR動画を活用した障害理解の啓発（福祉関連イベントや小学校等）
- 視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導の実践、視覚障害者誘導用ブロック設置地図の活用方策の検討
- 特別支援学校・小学校へのアンケート結果の活用や追跡調査
- 商店街や小規模店舗への働きかけ（パンフレット作成や地域での勉強会など）

事業者による取組例

- バリアフリー対応マニュアルを配布・活用した社員教育の実施（鉄道事業者）
- 施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発や「耳マーク」普及活動（学校）



第6章 基本構想の推進に向けて

目標年次（令和7年度）に向けた事業推進・配慮事項の周知

- コロナ禍において予定通り進まない事業等を含め、随時各事業者からの相談に応じ、代替案の検討を行うなど、さらなる事業推進を働きかけていく。
- 中間評価の内容について関係事業者に周知・共有し、それぞれの事業推進の中で配慮した取組を実施していただけるよう、協力を依頼する。

王子地区における進捗状況確認

- 王子地区においても、令和3年度に特定事業等の進捗状況確認を実施し、事業推進の評価を行う。

継続的な当事者参加

- 地区別構想で設定した特定事業のうち、特に移動や施設の利用に影響の大きい事業については、利用者の意見を取り入れる機会を設けるよう、協議会を通じて働きかけを行う。
- また、各事業者は利用者意見を取り入れるよう、協議会や区民部会を活用するなど点検や意見交換の場を設けるよう努める。
- 事業の状況に応じ複数回の点検や意見交換がされることが望ましい。意見交換会等を実施した事業者は、意見を踏まえた改善の内容について協議会へ報告し、情報の蓄積を図る。

区民部会中心の取組の充実、具体化

- 今後も、区民部会が中心となり、まちあるき点検による完了した特定事業の確認や、人的対応・こころのバリアフリーの推進に向けた取組を積み重ねていく。
- 第5章で示した今後の取組の方向性に基づき、取組を具体化し実践することで、多様な利用者の特性に関する理解の促進を図り、だれもが利用しやすい生活環境の創出を目指す。